

令和8年度酒々井町 ごみゼロ運動実施要領

1 目的

町内各種団体並びに住民各位の協力を得て、町内全域を対象とした散乱ごみ等の一斉清掃を実施し、地域の環境美化を促進し快適な環境づくりを行うとともに住民意識の高揚を図ることを目的とする。

2 実施主体

酒々井町

3 協賛団体

区・自治会等、 佐倉市、酒々井町清掃組合

4 実施日時

令和8年5月31日（日） 小雨決行

午前9時から午前11時30分まで

※1 荒天時は中止とし、順延はしないものとする。

※2 町は、実施の有無について当日午前7時に態度を決定し、防災行政無線により、実施する場合は午前8時に、中止の場合は午前7時15分に放送します。

なお、ごみゼロ運動当日に台風等の荒天が予想される場合は、前日午後3時に防災行政無線及びSNSで中止の連絡を行います。

5 実施の方法

- (1) 各地域との連絡調整を行うため、経済環境課に事務局を設置する。
- (2) 各地域の作業時間は、概ね午前9時から午前11時30分までとし、天候や各地域の実情にあわせて実施する。
- (3) 実施場所は、地域の実情に応じた重点区域を主体として行うものとする。
- (4) 参加者は、町が配布する地域清掃用ごみ袋を用いて散乱ごみを分別収集し、定められた集積場所に集めることとする。
- (5) 収集されたごみは、当日中に町が収集車により収集するものとする。
- (6) このほか、上記に記載のないことについては、地域の代表者を通じて事務局に相談すること。